○内閣府告示第三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　稚内市

二　構造改革特別区域の名称　稚内市外国人技能実習生受入れ特区

三　構造改革特別区域の範囲　稚内市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

二　構造改革特別区域の名称　オホーツク紋別地域外国人技能実習生受入れ特区

三　構造改革特別区域の範囲　紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県山武郡横芝光町

二　構造改革特別区域の名称　健やかな子どもを育むよこしばひかり給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　千葉県山武郡横芝光町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　吉野川市

二　構造改革特別区域の名称　自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　吉野川市の区域の一部（美郷地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高知市

二　構造改革特別区域の名称　隠れた米・梅の名産地　高知市　濁酒・果実酒・リキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　高知市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎県

二　構造改革特別区域の名称　ながさき有害鳥獣被害防止特区

三　構造改革特別区域の範囲　諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市及び西海市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町、東彼杵郡東彼杵町、北松浦郡小値賀町並びに南松浦郡新上五島町の全域並びに佐世保市の区域の一部（黒島町地区、高島町地区、江迎町地区及び鹿町町地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

○内閣府告示第四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年内閣府告示第四百一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮崎県

二　構造改革特別区域の名称　神話・伝説のふるさとツーリズム特区

三　構造改革特別区域の範囲　宮崎市、都城市、日南市、小林市、日向市、西都市及びえびの市並びに宮崎県北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡綾町、児湯郡新富町、西米良村及び都農町、東臼杵郡諸塚村、椎葉村及び美郷町並びに西臼杵郡高千穂町及び五ヶ瀬町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年三月二十五日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉市

二　構造改革特別区域の名称　キャリア人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　千葉市の全域

○内閣府告示第四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年三月二十五日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　静岡市

二　構造改革特別区域の名称　中枢都市型企業人育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　静岡市の全域

○内閣府告示第四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人